

札幌市基金条例の一部を改正する条例案

平成28年（2016年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市基金条例の一部を改正する条例

札幌市基金条例（昭和39年条例第6号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条第1項中第19号を削り、第20号を第19号とし、第21号を第20号とする。
- (2) 第4条及び第8条第1項中「、敬老乗車証基金」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

敬老優待乗車証基金を廃止するため、本案を提出する。